希釈倍数（希釈して使用されるものに限る。）	「○倍に希釈」と表示する。
「醸造酢」又は「合成酢」の用語	醸造酢にあっては「醸造酢」と、合成酢にあっては「合成酢」と表示する。
使用方法	食品の特性に応じて表示する。
乾燥スープ　調理方法	水若しくは牛乳を加えて加熱するものであるか又は水、熱湯若しくは牛乳を加えるものであるかの別及びその加えるものの量を表示する。
「コンソメ」又は「ポタージュ」の用語（乾燥コンソメにあっては商品名中に「コンソメ」の用語を使用していないもの又は乾燥ポタージュにあっては商品名中に「ポタージュ」の用語を使用していないものに限る。）	乾燥コンソメにあっては「コンソメ」と、乾燥ポタージュにあっては「ポタージュ」と表示する。
マーガリン類　油脂含有率（ファットスプレッドに限る。）	パーセントの単位で、単位を明記して表示する。
名称の用語（商品名に名称の用語を使用していない場合に限る。）	別表第四のマーガリン類の名称の項に定める名称の用語を表示する。
冷凍食品　飲食に供する際に加熱を要するかどうかの別（製造し、又は加工した食品（清涼飲料水、食肉製品、鯨肉製品、魚肉練製品、ゆでだこ、ゆで製品、食肉（鳥獣の生肉（骨及び臓器を含む。）を加工したものに限る。）及びアイスクリーム類（以下同じ。）を除く。）を凍結させたものに限る。）	「加熱の必要はありません」、「加熱用」、「加熱してお召し上がりください」等飲食に供する際に加熱を要するかどうかの別を示す文言を名称の表示に併記するなどして表示する。
凍結させる直前に加熱されたものであるかどうかの別（加熱後摂取冷凍食品（製造し、又は加工した食品を凍結させたものであって、飲食に供する際に加熱を要するものをいう。）に限る。）	「凍結前加熱」の文字等凍結させる直前に加熱されたものであるかどうかの別を表示する。

生食用であるかないかの別（切り身又はむき身にした魚介類（生かき及びふぐを除き、調味したものに限る。）を凍結させたものに限る。）	生食用のものにあっては、「生食用」等生食用である旨を示す文言を表示し、生食用でないものにあっては、「加工用」、「フライ用」、「煮物用」等生食用でない旨を示す文言を表示する。
衣の率（冷凍魚フライにあっては五十パーセント（食用油脂で揚げたものにあっては、六十パーセント（冷凍えびフライにあっては五十パーセント（食用油脂で揚げたものにあっては、六十パーセント）、冷凍ぎょうざ、冷凍春巻、冷凍ハンバーグ、冷凍ミートボール、冷凍コロッケ、冷凍ハッシュドポテト、冷凍フィッシュフィンガー、冷凍えびフライ、冷凍えびシューマイ、冷凍ラビオリ、冷凍ピザ、冷凍ミックスベジタブル、冷凍飯類及び冷凍めん類に限る。）	実比率を下回らない五の整数倍の数値により、パーセントの単位をもって、単位を明記して表示する。
皮の率（冷凍しゅうまいにあっては二十五パーセント、冷凍ぎょうざにあっては四十五パーセント、冷凍春巻にあっては十五パーセント（食用油脂で揚げたものにあっては、六十パーセント）を超えるものに限る。）	実比率を下回らない五の整数倍の数値により、パーセントの単位をもって、単位を明記して表示する。